

平成28年6月13日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

全国青年税理士連盟

会長 福島 重典

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン401号

電話 03-3354-4162

国会軽視の政治姿勢への抗議文

～消費税率引上げ再延期の表明を受けて～

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、去る6月1日に、貴殿は、平成29年4月に予定されていた消費税率の8%から10%への引上げの時期を、平成31年10月に再延期することを表明されました。

そもそも、この消費税率10%への引上げは、税制抜本改革法により平成27年10月から施行することを、いわゆる「景気判断条項」付で予定されていたものですが、平成27年度税制改正において、消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月に延期すること、そしてその引上げは、「景気判断条項」を付さずに確実に実施すること」とされたものであり、それを“さらに”延期するものです。

憲法84条では、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と租税法律主義が定められておりますが、その機能は、国民の経済生活に法的安定性と予測可能性を与えることにあります。今日では、租税は、国民の経済生活のあらゆる局面に関係をもっており、租税負担を考慮することなしには、いかなる重要な経済的意思決定も成し得ません。

当連盟は、応能負担原則の観点から、消費税率の引上げそのものに反対の立場ですが、参議院選挙を目前に控えたこの時期に、財源の手当をすることなく「新しい判断」なるもので再延期を表明することは、明らかに選挙対策としか言いようがありません。

再延期をするのであれば、国民を代表する機関である国会において、十分な議論をし、立法により対応すべきです。今回のように、行政府または与党の長が、国会の審議を経ずに、かつ、選挙を目前に、軽々しく発言をしていいものではありません。嚴重に抗議するとともに、軽減税率、適格請求書等保存方式の是非も含め、消費税制そのものについて、今一度、抜本的に議論をすべきです。

以上